

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成28年 4月15日

【会社名】 日本空調サービス株式会社

【英訳名】 Nippon Air Conditioning Services Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 東海男

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市名東区照が丘239番 2

【電話番号】 052 - 773 - 2511 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画部長 田中 洋二

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市名東区照が丘239番 2

【電話番号】 052 - 773 - 2511 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画部長 田中 洋二

【縦覧に供する場所】

日本空調サービス株式会社東京支店
(東京都江東区潮見二丁目 1 番 7 号)

日本空調サービス株式会社横浜支店
(横浜市神奈川区新浦島町一丁目 1 番地25テクノウェイブ100 - 16階)

日本空調サービス株式会社大阪支店
(大阪府箕面市船場東二丁目 4 番56号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日
平成28年4月15日

(2)当該事象の内容

当社と同一の退職金制度を有する国内連結子会社9社（以下、「当該子会社」といいます。）については、従来、企業規模が小規模である等の理由により、簡便法のうち「退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法」を適用してまいりましたが、当該子会社の従業員の中期的な年齢構成等の変化や昨今の金利低下の継続傾向等の要因に照らした場合、原則法により算出される退職給付債務額との差異が顕著に認められるに至り、「親会社の原則法に基づき計算した退職給付債務の額と自己都合要支給額との比（比較指数）を求め期末時点の自己都合要支給額に当該比較指数を乗じて算出した金額を退職給付債務とする方法」を適用すべき状況に至ったと判断し、平成28年3月期より変更することといたしました。

(3)当該事象の連結損益に与える影響額

平成28年3月期の連結決算において、見積り方法の変更に伴う退職給付債務の増加見込額582百万円を特別損失として計上する予定であります。

以 上